監査告示　第４号
令和６年３月２５日

鹿児島市監査委員　宮之原　　賢
同　　小　迫　義　仁
同　　大　園　たつや
同　　米　山　たいすけ

令和５年度定期監査（学校監査）の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告について、同条第９項の規定により公表します。

記

１　監査の基準
この監査は、鹿児島市監査基準に基づいて実施した。

２　監査の種類
地方自治法第１９９条第１項及び第２項の規定に基づく財務監査及び行政監査

３　監査の対象
(1) 対象校
小学校　宮小学校　坂元台小学校　西陵小学校　西紫原小学校　宇宿小学校　向陽小学校　小山田小学校　犬迫小学校　桜峰小学校　春山小学校　石谷小学校　西谷山小学校　平川小学校　皇徳寺小学校　瀬々串小学校　前之浜小学校　生見小学校
中学校　吉田南中学校　西陵中学校　西紫原中学校　谷山中学校　皇徳寺中学校
高等学校　鹿児島玉龍高等学校
(2) 対象範囲
原則として令和５年４月１日から同年１１月３０日までに執行された事務事業

４　監査の着眼点
財務に関する事務等の執行について、合規性の検証、経済性、効率性及び有効性等の観点から、また、組織及び運営に関し、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点も加味し、次の項目について監査を実施した。

(1) 収入事務

収入金の払込、納入済通知書の保管等の収入事務の状況

(2) 支出事務

予算執行、見積、支出負担行為、履行確認、支出命令書の処理等の支出事務の状況

(3) 物品会計事務

備品台帳、重要物品管理簿、物品出納簿等の整備、備品、物品の保管・管理等の状況

(4) 財産管理事務

校庭、校舎及び工作物等の管理、財産台帳の整備及び目的外使用許可等の状況

(5) 学校防災

消防用設備等の設置、避難路の確保、防災訓練の実施及び防災に関する手続等の状況

(6) 市職員の勤務処理等

市職員の勤務、休暇及び服務等並びに会計年度任用職員の雇用等の処理状況

(7) その他

現金等の適正な管理など

5　監査の主な実施内容

本市監査基準に基づいて財務に関する事務等の執行について、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査及び学校施設等の実地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6　監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び監査対象校

(2) 実施日程

令和６年１月１０日から同年３月２５日まで

7　監査の結果

各監査項目ともにおおむね適正に事務処理等がなされていると認めたが、一部に改善を要する事項があった。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として関係学校長に直接又は教育委員会事務局及び関係所属長を通じて別途指示した。

各項目の監査結果は、次のとおりであった。

(1) 収入事務

［指摘事項］

・　学校施設照明設備使用料条例第３条第２項によると、使用料は現金で前納しなければならないとなっているが、学校体育施設の開放に伴う使用料で前納されていないものがあった。（宇宿小３６件、平川小１件、谷山中４件）

・　鹿児島市立学校体育施設の開放に関する規則第７条第１項によると、学校開放により施設を利用しようとする団体は、所定の施設利用団体登録申請書を運営協議会に提出し、運営協議会の審査を受けるものとするとなっているが、登録申請がないまま、施設を利用させていた。（前之浜小１件）

(2) 支出事務

指摘事項なし

(3) 物品会計事務

［指摘事項］

・　ハガキについて物品出納簿が作成されていなかった。（平川小）

・　新たに購入したエタノールについて、薬品等使用簿を整備していなかった。（犬迫小１件）

・　薬品は１容器につき１枚薬品等使用簿を作成し、使用量及び残量を記録しなければならないとされているが、使用者ごとに所定の様式ではない様式を用いて使用量を記録していた。（皇徳寺中）

(4) 財産管理事務

指摘事項なし

(5) 学校防災

指摘事項なし

(6) 市職員の勤務処理等

［指摘事項］

・　鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第４条第１項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ私有車使用伺簿兼私有車運転日誌に自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長の承認を受けなければならないとなっているが、写しを添付していないものや、添付されたものでは必要な要件が確認できないものがあった。（宮小２件、西紫原小１件、犬迫小２件、春山小２件、石谷小１件、西谷山小２件、皇徳寺小１件、前之浜小３件、吉田南中１件）

・　教育関係事務必携の「外勤等の手続」によると、勤務地から外勤地までの距離が１ｋｍ以上で公共交通機関を利用する場合、県内旅行命令簿で処理すべきところをバスによる移動を外勤簿で処理をしており、旅費を支給していなかった。（向陽小１件、小山田小１件）

・　鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第５条第１項第３号によると、私有車の公務使用承認の基準は、「ア　自宅と外勤地との間の移動」「イ　自宅から外勤地を経由しての勤務公署への移動」「ウ　勤務公署から外勤地を経由しての自宅への移動」「エ　アからウまでに掲げるもののほか、障害者である職員で、その障害の特性を理由に公用車の運転が困難であると市長が認めた者のする移動」のいずれかに該当することとなっているが、勤務公署と外勤地との往復の移動で、学校用務嘱託員が私有車を使用しているものがあった。（皇徳寺小１件）

(7) その他

指摘事項なし

［参考］

監査の結果における指摘事項等の区分は、次のとおり

区　　分	基　　準
指導事項	改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項に至らないと認められるもの
指摘事項	法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの
意見	改善について検討を求めるもの